

特定多目的ダム法

1. 案内情報

- 手続名 : ダム使用権の設定
手続根拠 : 特定多目的ダム法第15条第1項
手続対象者 : 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定の用途に供しようとする者
提出時期 : 当該多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更のとき
提出方法 : 特定多目的ダム法施行規則第7条第1項に定める申請書を作成し、当該多目的ダムに係る各地方整備局等の事務所に提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 特定多目的ダム法施行規則第7条第2項に定める書類及び図面(部数については、申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所にお問い合わせください。)
申請書様式 : 特定多目的ダム法施行規則別記に定める様式
記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 流水の貯留を利用して流水を特定の用途に供しようとする多目的ダムに係る各地方整備局等の事務所(下記相談窓口にお問い合わせください。)

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311(内線5348)
東北地方整備局河川部河川計画課	022-225-2171(内線3636)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151(内線3571)
北陸地方整備局河川部河川計画課	025-266-1171(内線3626)
中部地方整備局河川部河川計画課	052-953-8119(内線3626)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141(内線3571)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231(内線3571)
四国地方整備局河川部河川計画課	087-851-8061(内線3626)
九州地方整備局河川部河川計画課	092-471-6331(内線3626)
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	098-866-0031(内線3566)

3. 手続情報

- 審査基準 : 特定多目的ダム法第15条第2項
標準処理期間 : 特定多目的ダム法第17条
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)